

熊本市東区まちづくり懇話会設置要綱

制定 平成25年 4月 1日 熊本市长決裁
改正 平成28年11月21日 熊本市长決裁

(目的及び設置)

第1条 区民の参画によって、東区のまちづくりビジョンに基づく、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について協議を行い、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進するために、東区まちづくり懇話会（以下「まちづくり懇話会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 区民 区民とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 東区の区域内に住所を有する者
 - イ 東区の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 東区の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
- (2) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。
- (3) 区のまちづくりビジョン 東区のまちづくりを進めるうえでの指針となるもので、めざす区の姿や区の特性を生かしたまちづくりの方向性を示すものをいう。
- (4) 区の特性を生かしたまちづくり 東区内のそれぞれの地域の特性を生かしながら、自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、東区を魅力的で快適にしていく、社会・経済・文化・環境保全などのソフト的な活動をいう。

(所掌事務)

第3条 まちづくり懇話会は、区のまちづくりビジョンに基づく、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について協議し、その結果を東区長（以下「区長」という。）に報告するものとする。

(組織等)

第4条 まちづくり懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が選任する。
 - (1) 東区の区域内の校区自治協議会において会長の職にある者
 - (2) 区民であってまちづくり懇話会の委員に応募した者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、まちづくり懇話会の設置目的を達成するために必要と認める者
- 3 委員の任期は、委嘱された日から同日の属する年度の翌年度の3月末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期については、再任されることを防げない。

(会長及び副会長)

第5条 まちづくり懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長はまちづくり懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 まちづくり懇話会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 まちづくり懇話会は、必要に応じ、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、まちづくり懇話会の委員のうち会長が指名する者をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。

(協議事項の選定)

第9条 まちづくり懇話会は、区民又は区長から提案された区の特性を生かしたまちづくりに関する事項のうちから、協議すべき事項を適切に選定するものとする。

(会議録の決定及び公開)

第10条 会議録は、会長又は副会長の承認を受けることにより決定する。

- 2 前項の規定により決定した会議録は、公開する。

(報酬)

第11条 まちづくり懇話会の委員が会議に出席した場合には、日額報酬3,000円を支給する。

(庶務)

第12条 まちづくり懇話会の庶務は、東区役所総務企画課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の会議は、区長が招集する。

附 則

この要綱は、平成28年11月21日から施行する。